

あきる野市は自転車競技（ロードレース）、馬術競技、ソフトボール競技（少年女子）の会場です。

「後期高齢者医療被保険者証」と「国民健康保険高齡受給者証」を  
更新します

「後期高齢者医療被保険者証」と70歳以上の方が対象の「国民健康保険高齡受給者証」を7月中旬から下旬にお送りします。

その年の市・都民税の課税所得によって、医療機関などで支払う負担割合の見直しを行います。

負担割合が3割の方へ  
市・都民税の課税所得が14.5万円以上の方や同じ負担に加入している3割負担の70歳以上の方が同一世帯にいらっしゃる方は3割となりません。

70歳以上の方は、市・都民税非課税世帯のみ対象  
「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」をお持ちの方で、引

春の叙勲

旭日小綬章  
御手洗武武さん  
(地方自治功勞)  
(雨間在住)

多年にわたり市議会議員として地方自治に尽力されました。



瑞宝双光章  
市倉雅彦さん  
(議院警察功勞)  
(瀬戸岡在住)



瑞宝単光章  
堀部幸四郎さん  
(鉄道業務功勞)  
(野辺在住)

多年にわたり国会運営に尽力されました。



瑞宝双光章  
高野正治さん  
(警察功勞)

未滿  
\* 2人以上の場合: 520万円未滿(国民健康保険高齡受給者証の方は、例外もありませぬ。)

入院時の各種認定証の交付

入院したときの医療費の負担が減額される各種認定証の交付には、申請手続きが必要で、国民健康保険の方です。

葬祭費を助成します

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入されている被保険者が死亡したときは、申請により5万円(平成22年3月以前の死亡の場合は3万円)の葬祭費を助成します。

国民健康保険について:  
保険年金課国保係  
後期高齢者医療制度について:  
保険年金課後期高齢者医療係

7月中旬に平成23年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書をお知らせします。

後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を送ります

7月中旬に平成23年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書をお知らせします。

危険業務従事者叙勲受章者

- 瑞宝双光章(警察功勞)
- 石川学さん
- 北野正幸さん
- 高野正治さん
- 瑞宝単光章(警察功勞)
- 稲川億さん
- 野島茂さん
- 瑞宝単光章(消防功勞)
- 青木忠明さん

送りします。保険料の料率、均等割額や年間保険料上限額は、昨年と同額です。

介護保険料額決定通知書を送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。

介護保険料 保険料は、平成21年度から23年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される基準額をもちに、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。

納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。

介護保険料額決定通知書(納入通知書)にある1期当たりの保険料は、年間の保険料額を各納期の回数で分けているため、月額保険料額とは金額が異なります。

国民年金保険料の納付が困難な方の免除制度

申請免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減つたり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準以下(表)のとき、申請をして認められると全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります。

申請免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減つたり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準以下(表)のとき、申請をして認められると全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります。

対象: 年額18万円以上の年金を受給している方  
\* 天引き月: 偶数月(年金支給月)ごとに天引きします。

対象: 年金を受給していない方と年金の受給額が年額18万円未滿の方  
\* 収め方: 7月から平成24年2月までの各納期限

(年8回)内に金融機関などでお支払いください。

介護保険料額決定通知書を送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。

介護保険料 保険料は、平成21年度から23年度までの介護サービスにかかる費用などの見込みから計算される基準額をもちに、住民税の課税状況などに応じて、第1段階から第10段階までに区分されます。

納付方法は、年金受給の有無などにより異なります。

介護保険料額決定通知書(納入通知書)にある1期当たりの保険料は、年間の保険料額を各納期の回数で分けているため、月額保険料額とは金額が異なります。

国民年金保険料の納付が困難な方の免除制度

申請免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減つたり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準以下(表)のとき、申請をして認められると全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります。

申請免除(全額免除・一部免除)制度 所得が減つたり、退職(失業)で保険料を納めることが困難なとき、本人、配偶者と世帯主の前年所得が基準以下(表)のとき、申請をして認められると全額免除(保険料の全額が免除)か一部免除(保険料の一部が免除)になります。

対象: 年額18万円以上の年金を受給している方  
\* 天引き月: 偶数月(年金支給月)ごとに天引きします。

対象: 年金を受給していない方と年金の受給額が年額18万円未滿の方  
\* 収め方: 7月から平成24年2月までの各納期限

日本脳炎予防接種のすすめと特例接種のお知らせ



日本脳炎の予防接種は、法令改正により、今年度から第1期・第2期とも接種のすすめを再開できることになりました。

該当する子ども(3歳・4歳児と9歳・10歳児)には、順次個別に通知しますので、接種方法などをご確認ください。

また、今年度からは接種のすすめの差し控えの影響を受けて接種が完了していない子どもについても、特例措置で不足分の接種を公費で受けることができます。

うになりました。第1期の標準的な接種期間に該当する子どもへの通知

通知時期

\* 3歳児: 第1期接種分の予診票を誕生月の翌月に順次個別通知します。

\* 4歳児: 第1期初回接種の終了した子どものみ、第1期追加接種分の予診票を7月上旬に個別通知します。

接種のすすめの差し控えにより第1期接種が終了していない子ども(9歳・10歳児)への通知

対象者: 市内に住民登録か外国人登録のある9歳・10歳児(平成13年4月2日から平成15年4月

1日までに生まれた子ども) 通知時期: 第1期(初回2回接種、追加1回接種)の接種のうち不足している接種分の予診票を誕生月の翌月に順次個別通知します。

通知時期

\* 3歳児: 第1期接種分の予診票を誕生月の翌月に順次個別通知します。

\* 4歳児: 第1期初回接種の終了した子どものみ、第1期追加接種分の予診票を7月上旬に個別通知します。

接種のすすめの差し控えにより第1期接種が終了していない子ども(9歳・10歳児)への通知

対象者: 市内に住民登録か外国人登録のある9歳・10歳児(平成13年4月2日から平成15年4月

表 免除対象となる所得の目安 (平成23年度)

	単身世帯	2人世帯(夫婦のみ)	4人世帯(夫婦、16歳未滿の子2人)
全額免除・若年者納付猶予	57万円	92万円	162万円
一部納付	1/4納付	93万円	142万円
	1/2納付	141万円	195万円
	3/4納付	189万円	247万円